

■八王子市農作物獣害防止対策費補助金

(令和8年度・後期分)

市では、有害獣による農作物被害を防止しようとする耕作者の方が被害防止対策を行う場合に、予算の範囲内で補助金を交付いたします。

〔対象者〕

- 市内に耕作地を所有する者(土地所有者が異なる場合は要相談)又は、市内に住所を有する者が農地を借り受けている場合で、継続的に農作物を生産している者

〔交付対象等〕

交付対象	内容	補助金額
電気柵一式 (単体では不可)	電源装置・通電ワイヤー・ 通電式ネット・支柱等	購入費の2分の1 (5万円が上限)
防除柵一式 (単体では不可)	線径3.2mm以上の金網柵・ トタン板・ネット・支柱等	購入費の2分の1 (5万円が上限)

※同時に申請できます。 ※設置費用は対象外です。

※これから設置するものが対象です。

〔申請期間・設置完了の実績報告〕

後期：10月～令和9年1月末・10月～令和9年2月末

※予算に達した場合は、市HPで終了を掲示いたします。

※設置完了の実績報告期限を過ぎた場合は補助金交付決定を取消します。

〔必要書類〕

- 「交付申請書」
- 位置図(防除対策を行う場所の案内図)
- 設置詳細図(電気柵の具体的な設置状況を図示)
- 見積書
- 設置前の耕作地の写真
- 農地を借り受けている場合は証する書類 及び
承諾書、土地所有者が異なる場合は承諾書・誓約書等



【申請後の手続きの流れ】(裏面参照)

■問い合わせ先

八王子市 農林振興・獣害対策課 042-620-7375

【申請後の手続きの流れ】

① 「交付申請書」(10月～令和9年1月末 市へ提出)

～見積書・設置前の写真等を添付

② 「交付決定通知書」(市から申請者へ)

※ 交付決定後の変更による補助金の増額は
ありません。

③ 資器材の購入・設置

令和9年

④ 設置完了後「実績報告書」(10月～2月末 市へ提出)

～領収書・設置後の写真を添付

⑤ 市で設置を確認

⑥ 「確定通知書」(市から送付)

⑦ 「補助金請求書」(市へ提出)

⑧ 確認後補助金を交付(振込)